

# 長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和4年（2022年）10月13日

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

岡谷市 毛利 正道 外 69 名

### 2 請求書の提出

請求書は令和4年8月26日付けで提出され、同月29日に収受した。

### 3 請求人の追加

岡谷市 今井 照雄 外 68 名（別紙1のとおり）

令和4年9月2日付けで38名、同月12日付けで31名が請求人となり、毛利正道氏を代表者に指定する旨の申立があり、それぞれ同月5日、13日に収受した。

### 4 請求書の補正依頼

請求書の要件審査の結果、形式要件及び実質要件を欠いていたため、令和4年9月6日付け4監査第36号により請求書の補正を依頼した。

請求人から令和4年9月8日付けで補正書及び追加の事実証明書が提出され、同月12日に収受した。

## 5 請求の内容

### (1) 監査請求の内容

請求書及びこれに添付された事実証明書から、本件住民監査請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

請求の要旨

ア 令和4年9月27日に举行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「国葬儀」という。）に阿部守一長野県知事（以下「知事」という。）及び丸山栄一長野県議会議長（以下「議長」という。）が公費にて出席・参列すること、すなわち国葬儀に関連して公費が支出されることが相当の確実さをもって予測される。

イ 国葬儀は、違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えている。

ウ 国葬儀への知事、議長の出席は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第2項に反する違法な行為に該当するのは明らかである。

エ 国葬儀は、時期、内容において全く適当でなく、地方公共団体が公費を支出するのは不当である。

オ 国葬儀への知事、議長の出席に関連する公金（随行職員に関する支出を含む）を

支出することの差し止めを求める。

(2) 請求書、補充書及び補正書添付の事実証明書

- ア 令和4年7月22日 閣議決定 故安倍晋三の葬儀の執行について
- イ 2022.8.14 朝日新聞デジタル配信記事 国葬は「役割を終えた」もの 歴史学者が語る政府決定への大きな疑問
- ウ 国葬令（大正15年10月21日勅令第324号）
- エ 宮間純一 「国葬の成立—明治国家と「功臣」の死」 2019 勉誠出版
- オ 「故元師海軍大将山本五十六国葬関係新聞記事切抜」（抜粋）
- カ 岸田内閣総理大臣記者会見 令和4年7月14日
- キ 岸田内閣総理大臣記者会見 令和4年8月10日
- ク 信濃毎日新聞社説 2022.8.3 「旧統一教会問題 組織関与ないと言えるか」
- ケ HTB 北海道ニュース 2022.7.28 「前参院議長の告白」 伊達忠一氏 安倍元総理に旧統一教会票を依頼 「完全版」
- コ 信濃毎日新聞 2022.8.2 3面 旧統一教会の関連団体から 「宮島元参院議員が推薦を受けた」元事務所職員が説明
- サ ウィキペディア宮島喜文 全文
- シ 朝日新聞 2022.8.19 「旧統一教会施設がある自治体で得票増 安倍氏の元秘書官・井上義行氏」
- ス 信濃毎日新聞 2022.8.6 7面 「教団と政界 半世紀の関係」
- セ 信濃毎日新聞 2022.8.14 2面 「自民と教団 背後に互惠関係」
- ソ 信濃毎日新聞 2022.8.19 1面 「県議13人・市長9人接点」
- タ 朝日新聞 2022.8.20 1面 「教団側支援 陣営『外では言うな』」
- チ 朝日新聞 2022.8.20 2面 「当選後に『研修』安倍氏の映像」
- ツ 信濃毎日新聞 2022.8.31 7面 「安倍元首相国葬の法的是非 弔意の自由徹底できるか」
- テ 「故安倍晋三国葬儀」実施概要 令和4年8月31日 故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会決定
- ト しんぶん赤旗 2022.9.6 1面 各社世論調査 反対が多数
- ナ 信濃毎日新聞 2022.9.11 1面 県民緊急電話調査 安倍氏国葬「反対」68%
- ニ 信濃毎日新聞 2022.9.9 5面 社説 国葬の国会審議 疑問は一向に晴れぬまま
- ヌ 信濃毎日新聞 2022.9.9 3面 自民党旧統一教会と国会議員関係調査結果 自民党 教団の浸透あらわ 4割超「接点」一部は氏名非公表 政治への影響実態不明のまま「意味がない」党内からも批判
- ネ 毎日新聞 2022.9.8 1面 安倍氏「差配」当選の鍵
- ノ 毎日新聞 2022.9.8 3面 安倍家3代と「反共」の絆
- ハ 信濃毎日新聞 2022.9.9 35面 旧統一教会動かした8万票
- ヒ ウィキペディア 世界平和国会議員連合

- フ newsjap.com 2022. 7. 22 細田ら自民党議員 21 人が統一教会と国会内で集会しガッツポーズ 「選挙にプラスになる」
- へ goo ニュース 2022. 7. 29 旧統一教会系団体に参院選の応援「希望する議員いれば記入を」 自民党が幹部の議連でアンケート
- ホ 世界平和国会議員連合ホームページ TOP 画面
- マ 信濃毎日新聞 2022. 8. 30 34 面 国葬参列巡り県に監査請求
- ミ 長野日報 2022. 9. 6 14 面 安倍元首相国葬、知事ら出席公金支出 毛利さんら監査請求

## 6 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 4 年 8 月 29 日付けで受理した。

## 7 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により請求人に対し、令和 4 年 9 月 21 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。同日、請求人のうち 2 名が陳述を行い、意見陳述骨子及び次の事実証明書の追加資料が提出された。陳述の主旨は請求書の記載内容を補足する事項であった。

- ・ 毎日新聞 2022. 9. 18 連合会長「安倍氏国葬出席」が波紋 政府に恨み節も
- ・ 桜を見る会の支出（予算、実績）と参加者数 2019. 11. 8 予算委員会提出資料
- ・ 2020. 1. 11 市民集会「桜」私物化とことん追求！日本列島怒り満開！
- ・ リテラ 2022. 7. 28 安倍元首相と統一教会の直接的な深い関係が発覚！

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

- (1) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について
- (2) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

### 2 監査対象機関

国葬儀に知事が出席するにあたり公金を支出する場合、総務部秘書課において執行されることとなるため、同課を監査対象機関とした。

また、国葬儀に議長が出席するにあたり公金を支出する場合、議会事務局総務課において執行されることとなるため、同課を監査対象機関とした。

### 3 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて、陳述書の提出が総務部秘書課長から令和 4 年 9 月 21 日に、議会事務局長からは同月 27 日に提出があった。その記載内容は、次のとおりである。

(1) 総務部秘書課

知事は、別添「故安倍晋三元総理国葬儀への参列に係るコメント」のとおり、故安倍晋三国葬儀に参列しないことから、参列に対する公金支出はありません。

(別添)

故安倍晋三元総理国葬儀への参列に係るコメント

故安倍晋三元総理のご逝去を悼み、謹んで哀悼の誠を捧げます。

故安倍元総理におかれては、神城断層地震や東日本台風災害の際、直ちに被災地をご訪問いただき、地域の要望に真摯に耳を傾けていただいたほか、地域創成を重要政策として掲げ、地方との連携を推進していただくなど、本県の災害復興や発展に多大なご支援を賜りました。

本来であれば県民を代表して国葬儀に参列すべきところですが、9月27日は、8年前、58名もの貴い命が失われ、今なお5名の方々が行方不明となっている御嶽山噴火災害が発生した日であります。

そのため、国葬儀は欠席とさせていただき、救助・捜索の指揮を執った責任者として、同日執り行われる御嶽山噴火災害犠牲者追悼式に出席し、噴火災害で犠牲になられた方々に対する追悼の言葉を申し述べさせていただくことといたします。

令和4年9月14日

長野県知事 阿部守一

(2) 議会事務局

1 国葬儀への出席について

請求人は、故安倍晋三国葬儀（以下「国葬儀」という。）が違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関係して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと主張している。

しかしながら、令和4年7月14日の会見で、岸田内閣総理大臣は「国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年1月6日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関する事、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものと考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府として判断をしております。」としているところ。

この考えに基づき、内閣総理大臣岸田文雄名の国葬儀挙げる案内状が、長野県議会議長丸山栄一あてに送付され、議会事務局が令和4年9月12日に受領した。

事務局では受領後直ちに案内状の内容を議長に伝達するとともに、9月27日は9月定例会開会中ではあるが休会日であるため議会日程に変更の必要はなく、その他の行事、全国的な出席状況等を総合的に勘案して、議長が出席することを決定したものである。

2 国葬儀に関連して支出されることが想定される公金について

国葬儀に議長が参列する場合に支出されることが想定される公金は、交通費の費用弁償である。議長への費用弁償は、「地方自治法」及び「特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例」に基づき算定される額が支給される予定である。

なお、国葬儀の行程上、議長本人のみが都道府県会館から会場の武道館へバスで送迎されることになっており、事務局職員の随行の必要性がないことから、職員を同行させないことにした。このため、当該職員に係る公金の支出の予定はない。

### 3 結論

以上のことから、本件国葬儀は、国が内閣法制局の判断を仰ぎ、閣議を得て公式行事として決定したものであり、その案内があった行事に長野県議会議長として出席するものである。また、これに伴う議長の費用弁償は、根拠法や条例に基づいて支出される予定のものであり、いずれも違法又は不当であるとはいえない。

## 4 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和4年9月28日付けで監査対象機関の陳述に対する意見を求めた。請求人からの意見の提出はなかった。

## 5 監査対象機関の監査

法第242条第5項の規定により、監査対象機関に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和4年9月22日に事務局職員による関係書類の調査及び聞き取り調査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに監査対象機関からの事情聴取等の結果、次に掲げる事実を確認した。

#### (1) 国葬儀について

ア 令和4年7月22日に「故安倍晋三の葬儀の執行について」が閣議決定された。

- ① 葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。
- ② 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。  
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- ③ 葬儀は令和4年9月27日（火）、日本武道館において行う。
- ④ 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

また、官房長官は同日の記者会見で、「無宗教形式で、かつ、簡素厳粛に行う」「国葬儀は儀式として執り行われるものであり、国民一人一人に政治的評価や喪に服することを求めるものではない」と述べた。

#### イ 法的根拠について

首相官邸HPに掲載されている「岸田内閣総理大臣記者会見」（令和4年7月14日会見）には、岸田内閣総理大臣の記者の質問への回答として、「国の儀式を内閣が行うことについては平成13年1月6日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に關すること、これが明記されています。よって国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠にして、行政が国を代表して行い得るものであると考えます」との記載がある。なお、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第33号には、内閣府のつかさどる事務として、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に關する事務に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）」が掲げられている。また、令和4年9月8日に行われた衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会の閉会中審査において、岸田内閣総理大臣は、国葬儀は、「内閣府設置法と閣議決定に基づき決定したもの」、「行政権の範囲内で、内閣法制局の判断を仰ぎながら政府として決定した」、「国民に更なる義務を課すとか、権利を制限するというものでない限り、具体的な法律が必要ないという学説に基づいて、政府としてしっかり考えている」旨述べた。

ウ 「故安倍晋三の葬儀実施概要」について

令和4年8月31日に「故安倍晋三の葬儀実施概要」が故安倍晋三葬儀 葬儀実行幹事会で決定された。

① 日時・場所

- ・令和4年9月27日（火）午後2時開式
- ・日本武道館

② 参列者

- ・現・元三権の長、現・元国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表等
- ・最大で約6000人程度
- ・案内状については9月初から順次発送する

③④略

エ 「故安倍晋三国葬儀の流れ」について

令和4年9月6日に「故安倍晋三国葬儀の流れ」が葬儀委員長決定された。

(2) 閣議決定について

閣議決定とは、内閣総理大臣及びその他の国务大臣をもって組織する合議体たる内閣の会議（閣議）で内閣の権限事項を決定すること。内閣府のHPによると、「閣議に付議される案件は、憲法、法律等により内閣の職権とされているもの（いわゆる必要的付議事項）が多いが、その他にも、特に法令上の根拠がなくとも行政府内で一定の方針を確定しておくための、いわゆる任意的付議事項もある。これらが一般案件、法律・条約の公布、法律案、政令及び人事等の項目に区分されて処理される」とされている。

(3) 国葬儀の実施について

国葬儀は、令和4年9月27日に日本武道館において、海外の要人、三権の長、国会

議員、都道府県知事等が参列し実施された。

(4) 国葬儀への知事の出欠等について

ア 国葬儀に係る国からの案内について

令和4年9月13日に全国知事会から郵送にて受領した。発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっている。

イ 知事の出欠について

令和4年9月14日に全国知事会へ欠席する旨をメールで回答した。また同日前記第2、3(1)のとおり、国葬儀への参列に係るコメントを発表し、当日は欠席した。

ウ 国葬儀への知事の出席に関連する公金の支出はない。

(5) 国葬儀への議長の出欠等について

ア 国葬儀に係る国からの案内について

令和4年9月13日に全国都道府県議会議長会から郵送にて受領した。発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっている。

イ 議長の出欠について

国葬儀は、閣議決定に基づき国が実施するものであって、県議会の代表者である議長への案内があったことから、令和4年9月14日に出席する旨を全国都道府県議会議長会にメールで回答し、当日は出席した。

なお、議会事務局職員の随行は行わなかった。

ウ 出席に係る公金支出について

国葬儀への議長の出席に係る公金支出は、議長の交通費の費用弁償である。議長への費用弁償は、特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年12月18日長野県条例75号）に基づき算定された額が支給される。

オ 議長の旅費の規定について

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例では以下のとおり規定されている。

- ① 第2条第2項 非常勤の特別職の職員に支給する費用の弁償は、別に定めるものを除き、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。
- ② 第8条 この条例で規定するもののほか、旅費及び費用弁償の額並びにその支給及び支給方法に関しては、一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の規定を準用する。

## 2 判断

前記1(4)のとおり知事は国葬儀に欠席しており、請求人が主張するような公金の支出はなく、住民監査請求の要件を欠くに至ったものと認められる。

また、前記1(5)のとおり、国葬儀への議長の出席に係る公金支出は、議長の交通費の支出が相当の確実さをもって予測される。

(1) 国葬儀の違憲性・違法性について

請求人は国葬儀が違憲であり、実施するについて法的根拠がない違法な行政行為であると主張している。しかしながら住民監査請求は、県が行う財務会計行上の行為又は怠る事実が監査の対象であり、国葬儀は県が行う財務会計上の行為ではないため、違憲性、違法性については住民監査請求の対象とはならない。

(2) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

請求人は国葬儀への知事、議長の出席は法第2条第2項に反する違法な行為に該当すると主張している。

法第2条第2項は、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とし、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示している。(逐条地方自治法38頁) このことから、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要ではないものと考えられる。

国葬儀には、前記1(4)及び(5)のとおり内閣総理大臣名で各都道府県知事及び同議会議長に案内状が送付されており、知事、議長が、自らの判断と責任に基づき地域の住民、議会の代表として出席することは、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解される。

よって議長が国葬儀に出席することについては法第2条第2項に違反するものではなく、関連して支出される公金については、違法な支出には当たらない。

(3) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

請求人は、国葬儀は、時期、内容において全く適当でなく地方公共団体が公費を支出するのは不当であると主張しているが、前記1(1)のとおり国葬儀は閣議決定に基づき実施されるもので、内閣総理大臣名で各都道府県知事及び同議会議長に送付された案内状に基づき出席することは、知事及び議長の裁量の範囲内と考えられる。

よって議長が国葬儀に出席したことに関連して支出される公金については、不当な支出には当たらない。

### 3 結論

前記2の判断から、知事の国葬儀に関する公金の支出はないため、本件請求は住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求と認められないものと判断し、却下とする。

また、議長の国葬儀への出席に係る公金の支出は違法又は不当な公金の支出には当たらず、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。



(別紙1)

1 令和4年9月2日付け申立て 同月5日收受

No.	住 所	氏 名
1	岡谷市	今井 照雄
2	岡谷市	今井 三江
3	岡谷市	清水 将弘
4	岡谷市	高田 謹増
5	岡谷市	廣瀬 貴子
6	岡谷市	福澤 正之
7	岡谷市	上田 澄子
8	下諏訪町	黒澤 玲子
9	下諏訪町	宮坂 敏文
10	諏訪市	佐藤 衆介
11	諏訪市	石川 文洋
12	諏訪市	藤澤 仙芳
13	諏訪市	鎌倉 一夫
14	諏訪市	鎌倉 美和子
15	茅野市	下田 英雄
16	茅野市	土橋 貞夫
17	茅野市	河嶋 恒平
18	茅野市	塩澤 幸子
19	茅野市	遠藤 ウタ子
20	茅野市	品川 美好
21	茅野市	佐藤 直子
22	茅野市	亀田 和東
23	茅野市	片木 日出雄
24	原村	小林 峰一
25	原村	小林 桂子
26	原村	黒田 晃生
27	原村	齋田 喜久子
28	原村	能勢 攻
29	富士見町	山近 一代
30	富士見町	名取 陽
31	富士見町	名取 知恵

32	富士見町	瀧澤 清次
33	富士見町	瀧澤 洋子
34	松本市	小島 和宜
35	上田市	高村 裕
36	上田市	高村 京子
37	坂城町	横田 雄一
38	長野市	轟 勝彦

2 令和4年9月12日付け申立て 同月13日收受

No.	住 所	氏 名
39	岡谷市	西村 等
40	岡谷市	西村 治美
41	岡谷市	清水 京子
42	諏訪市	伊藤 一樹
43	諏訪市	伊藤 文子
44	諏訪市	三ツ橋 紀代子
45	諏訪市	飯田 辰治
46	諏訪市	堀内 艶子
47	諏訪市	宮坂 やよい
48	諏訪市	関 和幸
49	諏訪市	関 真由美
50	諏訪市	篠原 房子
51	諏訪市	伊藤 ひろ子
52	諏訪市	酒井 勝子
53	諏訪市	谷本 久子
54	諏訪市	矢野 要子
55	諏訪市	玉井 梓
56	諏訪市	平林 紀子
57	諏訪市	前島 一雄
58	諏訪市	前島 容子
59	茅野市	菅谷 正
60	茅野市	北沢 久恵
61	茅野市	三枝 知代
62	原村	田村 宏

63	木曾町	小松 功
64	辰野町	向山 光
65	坂城町	近藤 東
66	坂城町	塚田 郁夫
67	坂城町	堀内 哲
68	坂城町	吉田 超
69	飯山市	藤木 義博